

発 明 等 判 定 表

- 1 発明（考案）の名称（意匠に係る物品）
- 2 発明等をした職員の職氏名
- 3 判定の内容

項 目		判定欄（該当するものを○で囲む。）		
職 務 発 明 性	発明等が知事の権限に属する事務の範囲に属するか	属する	属さない	
	発明等に至った行為が発明等をした職員の職務に属するか	属する	属さない	
	研究の態様	機関単独研究	共同研究	
	発明等届をした職員が発明等に係る努力者と合致するか	完全合致	おおむね合致	
	発明等届に係る持分の割合が発明等に係る努力と合致するか	完全合致	おおむね合致	
特記事項（発明等に関連する研究開発テーマ名、研究期間等）				
権 利 の 有 効 性	発明等の新規性（独創性）の程度	高い	普通	低い
	発明等の進歩性（先進性）の程度	高い	普通	低い
	他の権利等を侵害する可能性	低い	高い	
	市場における優位性	高い	普通	低い
特記事項（発明等の完成状況、今後の研究予定等）				
発 明 の 価 値 ・ 発 展 性	発明等の社会的価値の程度	世界規模	国内規模	地域規模
	公益性・公共性の程度	高い	普通	低い
	県が出願し、かつ、保有すべき意義	大きい	小さい	
	産業及び県民生活に及ぼす影響	大きい	普通	小さい
	譲渡又は実施許諾の可能性	高い	低い	
	利用が予想される範囲	世界規模	国内規模	地域規模
特記事項（発明等の応用分野、予想価値、予想寿命等）				

所属長の総合判定

- | | | |
|------------------|------|---------|
| 1 本発明は職務発明と | 認定する | ・ 認定しない |
| 2 職務発明に係る権利を秋田県が | 承継する | ・ 承継しない |

年 月 日 機関名

所属長名

印